令和３年９月７日
茨木市教育委員会
小中学校校長会

保護者のみなさま

9 月 13 日以降の本市小中学校の対応について

平素は、本市学校教育にご理解・ご協力を賜りありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症第５波は、デルタ株の特徴から感染拡大しやすい傾向があり、児童生徒への感染の広がりも懸念されており、本市においても依然厳しい状況が続いております。

つきましては、9 月 13 日以降の市立小中学校の対応について下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

１ 緊急事態宣言が解除になった（まん延防止措置への移行も含む）場合

通常授業を実施します

２ 緊急事態宣言が延長された場合

分散登校を継続します。

（但し、次の対応を行います）

(1) オンライン授業（授業ライブ中継）の実施

- 中学3年生は、全校で実施します。
- 学校での授業を中継し、自宅等にいる児童生徒が視聴するものです。
- 他の学年は、オンラインミーティングを基本とし、必要に応じて実施します。

３ 緊急事態宣言中に、本市の小中学校における感染状況が改善された場合

通常授業を実施します

本市小中学校の児童生徒や教職員の陽性者数等から判断します。通常授業に変更する場合は、変更の数日前にはお知らせします。

（お願い）

- 保護者の皆さまに今後の見通しを持っていただけるよう、緊急事態宣言に関する国や府の決定前のお知らせとしております。今後の状況により、対応が変更になる場合もありますので、ご了承ください。
- 登校時は、できる限り不織布マスクを着用するようご協力をお願いいたします。